

# 学校いじめ防止基本方針

岩手県立盛岡北高等学校

## 第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 第1条 (目的)

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であると認識し、師弟和熟の精神のもと学校全体でいじめの防止と対策などにあたってきたところである。今後とも、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

### 第2条 (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以上 いじめ防止対策推進法第1章第2条）

### 第3条 (いじめの防止等の対策に関する基本理念)

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。したがって、本校では、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進め、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する理解を深め、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

## 第2章 いじめの未然防止のための取組

### 第4条 (組織)

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。

対策委員会の構成は、基本的に、校長、副校長、各学年主任、教務主任、生徒指導課（主任及び担当者1名）、保健厚生課（主任及び養護教諭）、教育相談主任、スクールカウンセラーによるものとし、校長が必要に応じて、他の教職員や外部専門家等の出席を求めることができる。

この組織は、本方針に決められたことを実行に移す際の中核を担う組織として、未然防止から対応に至る直接的なことがらだけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置付けられて行われる取り組みの企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取り組みの有効性の検証、ひいては本方針の見直しについても担うものとする。

対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめ相談体制や情報共有体制に関する確認
- ③ いじめ事案が生じた場合の対処

#### ④ その他いじめ防止等に関する重要事項

### 第5条（学校に関すること）

- 1 すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように配慮し、自己有用感や自己肯定感を高めることができる学校づくりに取り組む。
- 2 「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標とし、特別活動などを活用して生徒がいじめに向かわない心や態度を育む。
- 3 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 4 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係・学校の雰囲気をつくる。
- 5 いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめ防止等に関する学校の取り組み状況などについて、HPや学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

### 第6条（教師に関すること）

- 1 生徒との関わり方として、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動などに十分注意して教育活動にあたる。（障がいを持つ生徒への対応を含む）
- 2 生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底と、生徒が自らいじめをなくそうとする態度を身につけ、いじめを許さない雰囲気の集団づくりを行う。
- 3 規律ある授業を展開するとともに、生徒指導の観点からもお互いに授業を参観し合う機会を設ける。

### 第7条（生徒に関すること）

- 1 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人とかかわることの喜びや大切さに気付くとともに、お互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感の獲得を通して社会性を育む。
- 2 少しぐらいのストレスがあっても負けない自信を育み、自己肯定感を高める。他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールできる能力を育む。
- 3 生徒自らがいじめについて学び、いじめの防止を訴えるような取り組みを生徒会等が中心となって行う。

## 第3章 いじめの早期発見のための取組

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うべきである。したがって、いじめの早期発見には、学校、家庭、地域社会との連携を密にし、些細な事柄でも注意深く傾聴し対処する。

### 第8条（学校に関すること）

- 1 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制を整える。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② いじめ相談窓口の設置（教育相談課と協力）
  - ③ いじめ相談外部機関の周知
  - ④ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築
- 2 在籍する生徒に対して定期的な調査を行う。
  - ① 実態把握のためのアンケート調査 年2回（6月、11月）
  - ② 三者面談で学級担任による聞き取り調査 年2回（7月12月）
- 3 情報処理課を中心に、インターネット等を通して行われるいじめに関する情報を収集する。（ネ

ットパトロール)

### 第9条 (教職員に関すること)

- 1 生徒が相談しやすいように、日頃から生徒との信頼関係を築くように努める。
- 2 日常の観察は、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の些細な表情の変化や行動の変化にも配慮し、家庭学習ノート等も注視する。
- 3 些細ないざござなどについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。

## 第4章 いじめの問題に対する早期対応

いじめは絶対許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては、人格成長を旨とし教育的配慮を心掛けて指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

### 第10条 (発見・通報を受けたとき)

- 1 いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、生徒の安全を確保する。
- 2 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 3 教職員は一人で抱え込まず、対策委員会に報告し情報を共有する。
- 4 対策委員会が中心となり、関係者から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- 5 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、校長が責任を持って岩手県教育委員会に報告する。
- 6 被害・加害生徒及び関係者や関係機関への対応は、校長が決定する。
- 7 インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、対策委員会で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携しプロバイダなどに情報の削除を求める。

### 第11条 (いじめが起きた集団への対応)

- 1 いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- 2 当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許さない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

## 第5章 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重要な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「いじめ重大委員会」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態発生防止に役立てるための調査を行う。

### 第12条 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法に基づいて次のとおり定義する。

- 1 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 生徒が自殺を企画した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ③ 精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している様な場合などは、

迅速に調査に着手する)

- 3 生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### 第13条「重大事態」への対応

- 1 学校は、対策委員会において重大事態と判断した場合は、速やかに岩手県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら適切な対処や調査を迅速に実施する。

#### 2 具体的な対応

##### ① 学校が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

##### ア 「いじめ重大委員会」の編成（いじめ防止対策推進法第28条）

重大事態の性質に応じて、対策委員会に適切な専門家等を加えるとともに、中立な立場の第三者（学校評議員等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

##### イ 情報の収集と客観的な事実関係の調査・記録

##### ウ 調査結果を踏まえた必要な措置（個人情報に配慮する）

- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTAや同窓会等への対応
- ・関係生徒への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校生徒への指導

##### ② 岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## 第6章 学校評価

いじめに関する対応を適切に行うため、基本方針を学校のホームページで常時公表し、年間の実態と取り組みを検証するとともに、学校評議員等から意見を聞き、必要に応じて次年度の事業の見直しの検討を行う。

### 第14条 学校評価における検証事項

- 1 いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- 2 いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること
- 3 いじめ事案への対応にかかわる取り組みに関すること